

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき
厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件

○厚生労働省告示第三百五十五号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十四年厚生労働省告示第百四十号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年八月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別表一の26の項を次のように改める。

| | |
|--|----------------|
| | 010010xx01x00x |
| | 010010xx01x01x |
| | 010010xx01x10x |
| | 010010xx01x2xx |
| | 010010xx01x3xx |
| | 010010xx97x00x |
| | 010010xx97x01x |
| | 010010xx97x1xx |

タラポルフィンナトリウム（当該薬剤の添付文書において記載さ

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき
 厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件

| | | |
|----|---|----------------|
| 26 | れた効能又は効果（平成25年9月20日に、旧薬事法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたもの及び平成27年5月26日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。） | 010010xx97x3xx |
| | | 060010xx01x3xx |
| | | 060010xx01x4xx |
| | | 060010xx02x3xx |
| | | 060010xx02x40x |
| | | 060010xx02x41x |
| | | 060010xx97x3xx |
| | | 060010xx97x40x |
| | | 060010xx97x41x |
| | | 060010xx99x30x |
| | | 060010xx99x31x |
| | | 060010xx99x40x |
| | | 060010xx99x41x |

別表1の31の項中「承認されたもの」として「並びに平成27年6月26日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたもの」を掲げる。
 別表1に次のように加える。

| | | |
|----------------|---|----------------|
| 82 | ベグインターフェロンアルファー 2 b (遺伝子組換え) (当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果 (平成27年 5月26日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。) に係るものに限る。) | 全ての診断群分類番号 |
| 83 | ボルテゾミブ (当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果 (平成27年 6月26日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。) に係るものに限る。) | 130030xx97x2xx |
| | | 130030xx97x3xx |
| | | 130030xx97x40x |
| | | 130030xx97x41x |
| | | 130030xx99x2xx |
| | | 130030xx99x30x |
| | | 130030xx99x31x |
| | | 130030xx99x40x |
| 130030xx99x41x | | |
| 84 | エダラボン (当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果 (平成27年 6月26日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。) に係るものに限る。) | 010155xxxxx00x |
| | | 010155xxxxx01x |
| | | 010155xxxxx10x |
| 85 | ニンテダニブエタンスルホン酸塩 (当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。) | 040110xxxxx0xx |
| | | 040110xxxxx1xx |
| 86 | パノビノスタット乳酸塩 (当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。) | 130040xx97x5xx |
| | | 130040xx99x50x |
| | | 130040xx99x51x |
| 87 | レジバスビル アセトン付加物/ソホスビル (当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。) | 060295xx97x0xx |
| | | 060295xx97x1xx |
| | | 060295xx99x0xx |
| | | 060295xx99x1xx |
| 88 | イピリムマブ (遺伝子組換え) (当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。) | 全ての診断群分類番号 |
| 89 | アンチトロンビン ガンマ (遺伝子組換え) (当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。) | 130100xxxxx0xx |
| | | 130100xxxxx1xx |
| | | 130100xxxxx2xx |
| | | 130100xxxxx4xx |
| | | 130130xxxxx0xx |
| | | 130130xxxxx1xx |